

平成 22 年 8 月 28 日

松本市長 菅 谷 昭 様

松本市総合計画策定市民会議
委員長 後 藤 泰 一

松本市総合計画の策定について(答申)

平成 22 年 3 月 20 日付け諮問第 2 号及び第 3 号により諮問のありました、
標記松本市総合計画の策定について、下記のとおり答申します。

記

1 趣旨

当市民会議では、松本市総合計画策定に当たり、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるためには、総合計画の策定に市民が参画することが重要であると認識し、市民会議に 5 部会を設けて、市長から諮問のあった項目について、部会ごとに審議を重ねてまいりました。

本市を取り巻く現状に目を向けると、超少子高齢型人口減少社会の進展、世界的な不況の影響などによって、社会情勢は急激に変化しており、私たちの想定を大幅に超えるものとなっています。

このような状況において、市民の生きいきとした健康的な暮らしを支えるまちづくりを進めるためには、まちづくりの主役である市民と行政とがいっそう協働して進めていく必要があります。

20 年先、30 年先を見据えた市民主役のまちづくりを進めるため、この答申と各部会の審議の過程で出された意見・提言が、松本市総合計画に最大限反映されるよう努めてください。

2 部会別の内容

別紙のとおり

松本市総合計画策定に係る答申書

平成22年8月28日

松本市総合計画策定市民会議

目 次

1 答申

(1) 基本構想部会	1
(2) 行財政・防災部会	2～ 7
(3) 教育・福祉部会	8～12
(4) 経済・環境部会	13～16
(5) 建設・水道部会	17～20

2 答申にあたって出された意見・提言一覧

(1) 基本構想部会	21～23
(2) 行財政・防災部会	24～29
(3) 教育・福祉部会	30～44
(4) 経済・環境部会	45～49
(5) 建設・水道部会	50～54

1 答申

(1) 基本構想部会

諮 問 項 目	答 申 内 容
20年、30年後を見据えて、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるための総合計画のあり方と基本構想について	<p>(1) 総合計画を構成する「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」については、政策、施策及び事務事業との関連を体系的かつ明確に位置付けてください。</p> <p>(2) 現在、市政の柱として位置付けられている「健康寿命延伸都市・松本」の創造の基本理念を、総合計画における基本理念として取り入れるなど、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を根幹にすえた総合計画としてください。</p> <p>(3) まちづくりの主役は市民であり、行政が市民活動をサポートするという協働の観点と、誰もが健康で生きいきと暮らすことができるまちづくりの推進、量から質への発想の転換を基調とする総合計画にしてください。</p> <p>(4) 「まちづくりの基本理念」の見直しに当たっては、上記のほか、地域の特性や資源の有機的な活用を図り、持続可能なまちづくりの視点に立って検討してください。</p> <p>(5) 「まちづくりの経営方針」の見直しに当たっては、めざす将来のまちの実現のため市民が中心となって取り組み、行政がそれを下支えするといった観点で検討することとしてください。</p> <p>また、市民、行政それぞれの役割を担う協働のまちづくりを進めるため、施策の優先性、重点化及び事業の選択と集中を実行し、持続可能な経営方針を明記することを検討してください。</p> <p>(6) 基本理念の下にそれを具現化するいくつかの政策を位置付けるとともに、人と人、人と地域とのつながりが深く、文化・環境を大切にしたまちづくりをめざす視点で新たな都市像を検討してください。</p> <p>(7) 「キャッチフレーズ」については、基本理念等に沿ったものとし、できるだけ簡潔なものとしてください。</p> <p>(8) 目標年度における想定人口を明記する場合は、人口減少・少子高齢化の現状を踏まえたものとしてください。</p> <p>(9) 各施策には、具体的な数値目標を設定し、わかりやすい内容としてください。</p>

(2) 行財政・防災部会

諮 問 項 目	答 申 内 容
1 市民の目線で見たと今後の行政経営のあり方等について	<p>超少子高齢型人口減少社会を迎え、地方自治体を取り巻く情勢が益々厳しさを増す中で、合併に伴う諸課題や複雑化する住民ニーズに対応するため、常に市民の目線に立ち、主役である市民のために、聖域なき行政改革に取り組むこととし、全職員が一丸となって次の施策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 行政として行うべき業務を見直し、市職員が担うべき業務の絶対量を減らしていくための事業仕分けの導入(2) 事務事業の必要性について見直しを図るため、市職員だけでなく、外部の多様な視点を取り入れた総合的評価システムの導入(3) 税収等に見合った職員・議員の給与、職員数の見直し及び正規職員削減に伴う非正規職員の常態化など労働問題の全体的な議論の必要性の検討(4) 時代に適応した組織の構築と新たな行政経営手法の導入による業務の一層の効率化及び資産管理の適正化(5) 行政改革により行政サービスの低下が予測される事務について、市民の理解を得るための努力と、これを受け入れる市民意識の醸成(6) 合併後の支所業務について、支所で実施すべき業務（現場業務等）と本庁等において対応すべき業務（事務的業務等）の仕分けによる、適正な人員配置と業務の効率化の推進
2 高度情報化時代における行政サービスの展開について	<p>多くの市民が、進化する情報通信技術の恩恵を享受し、より安心して豊かに生活できる社会の実現を目指すために、次の施策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 個人情報漏洩防止の徹底に向けた環境整備の推進

	<p>(2) 日々進化する情報技術に対応したシステムの構築と利用者のニーズに応える新たなコンテンツの導入の検討</p> <p>(3) 情報通信技術が進展し便利になる一方で、直接触れ合う機会が減少する中、「手から手への暖かいサービス」、「お互い顔を見合い、接する行政サービス」など窓口サービスの充実</p> <p>(4) 情報弱者に配慮した環境整備の一層の推進</p>
<p>3 多文化共生施策の推進について</p>	<p>松本市内に暮らす外国人と同じ市民としてお互いの文化・歴史・価値観などを尊重し、暮らしやすい多文化共生社会を目指すため、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 地区福祉ひろばなどの利用者が主催する日本語教室などを活用した地域が連携し、多文化共生のメリットや楽しさを理解する施策の推進</p> <p>(2) 外国人同士によるネットワークづくりへの一層の支援</p> <p>(3) 交流イベントなどへの小学生の参加による年少時からのきっかけづくり及び人権教育のさらなる充実</p> <p>(4) 外国人を多く雇用する企業の意識改革、企業同士の連携及び行政・在住外国人・企業による定期的な話し合いの場の創出</p> <p>(5) (仮称)多文化共生プラザの設置及び常駐する職員への外国人の登用の検討</p> <p>(6) 多文化共生条例制定の検討</p>
<p>4 危機管理体制の充実について</p>	<p>市民の生命や財産を守り、市民が安全と安心が感じられるまちづくりを推進し、過度に防災施設整備に依存することない危機管理体制を構築するため、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 橋りょうの耐震化、都市型水害対策、一時避難可能</p>

	<p>な都市内空き地の確保など、災害に強いまちづくりへ向けた整備の一層の推進</p> <p>(2) 住宅の一部耐震化を含めた個人住宅耐震化の促進</p> <p>(3) 小中学校等の機能を活用した防災拠点整備の推進</p> <p>(4) 地域における自主防災組織体制の明確化を図るとともに、隣組等小規模単位での市民共助体制構築の促進</p> <p>(5) (仮称) 防災意識推進員制度の創設の検討</p> <p>(6) 自分たちの身は自分たちで守るといった住民の意識改革及び防災意識向上のための市民啓発の推進</p> <p>(7) 災害時等における避難場所等への情報手段の確保の推進</p> <p>(8) 消防団員確保に向けた機能別団員制度の活用及び消防団協力事業所への支援の拡充</p>
<p>5 公共交通機関の維持に向け、市民、交通事業者、行政が果たすべき役割について</p>	<p>公共交通機関の維持に向け、市民、交通事業者、行政の協力・連携の下、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 過度に自家用車に依存しない社会の実現とそのため意識改革や環境整備の促進。さらに、地域にとって必要な公共交通は、地域住民が守るという意識の醸成</p> <p>(2) 交通事業者による住民ニーズや社会情勢の的確な把握及びより利用が見込める路線設定の促進</p> <p>(3) 利用者の立場にたった路線バス車両の配置の促進及び快適性の向上に向けた環境整備の検討</p> <p>(4) 将来を見据えた交通政策のあり方として、L R T (路面電車)、トランジットモール (市街地への自家用車の乗り入れ規制)、環状線等ハード面整備の検討</p> <p>(5) 集約型都市構造の実現に向けた、周辺地域を含めて効率的に結ぶ公共交通環境の整備の検討</p> <p>(6) 国政等の動向を的確に捉え、民間事業者との連携による公共交通環境の整備の推進</p> <p>(7) 地域の支え合い、助け合いによる「社会弱者の足」の確保の検討</p>

<p>6 地域住民と行政（市）との協働のあり方及び地域づくりに対する市の支援のあり方について</p>	<p>地域の課題を住民が主体となって解決する住民自治の仕組みと住民自治を支える行政の仕組みを構築し、地域づくりを地域と行政の協働により進めていくため、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織等を含めた町会機能と町会に対する行政支援のあり方について見直しを行い、町会と行政の役割について新たなシステム再構築の検討 (2) 「地域による地域づくり」の原点としての地区福祉ひろばや公民館の活用を通して、こどもとお年寄りとの交流による地域における支え合い意識の醸成 (3) 地区福祉ひろばと公民館機能について、業務の再配置及び最適化の検討 (4) 様々な年代における「地域づくり」に対する教育、意識啓発の推進及び団塊の世代等を中心とした地域のために貢献したいという高齢者の活用方法の検討 (5) 地域の大学との連携による地域課題解決への支援の検討
<p>7 松本らしいユニバーサルデザインのまちづくりについて</p>	<p>ユニバーサルデザインの考え方を広くまちづくりに活かしていくため、また、本市の特長をアピールできる、松本らしいユニバーサルデザインの構築に向けて、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車最優先から、自動車より自転車、自転車より歩行者を優先する意識の醸成と人を優先した道路整備及び交通ルールを順守する市民意識の醸成へ向けた検討 (2) 「観光客が歩いて回遊できる中心市街地のユニバーサルデザイン化」、「誰もが安心して住めるまちづくり」を意識した整備の推進 (3) 松本の特長である「観光資源」を活かし、市民、事業者等による「おもてなしの心」、「心のふれあい」と

	<p>いったソフト面の教育の推進</p> <p>(4) ユニバーサルデザインを基本に造られた道路などを広く紹介するとともに、利用者の視点に立った教育の推進</p>
<p>8 文化振興による地域活性化、まちづくりについて</p>	<p>市民協働活動、文化ボランティア活動等による文化振興を通じて、地域の活性化、まちづくりにつなげていくため、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 市民が「観て楽しむ」まちづくり、ボランティア等が「運営する側として楽しむ」まちづくりの双方を充実させていく支援の検討</p> <p>(2) ボランティア組織の維持に向けた「やる気」、「楽しさ」が持続していく支援の充実及びボランティアリーダーの育成支援</p> <p>(3) こどもの頃からの文化・芸術に触れあう機会の拡充及び多くの人気が気軽に楽しく触れあえる機会の創出の検討</p> <p>(4) 既定の形にとらわれない、市民の文化芸術活動の発表の場に向けた環境整備の推進</p>
<p>9 新たな財源確保の提案について</p>	<p>超少子高齢型人口減少社会を迎え、これまでの人口増加を前提とした成長型の社会経済の仕組みが大きな転換期を迎えている中で、持続可能なまちづくりを進めるための新たな財源確保、歳出削減に向けて、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 市の事業を仕分けし、無駄を省くとともに、優先順位による事業の実施</p> <p>(2) 公共事業を含め、事業の必要性、優先度については、市職員だけでなく外部からの多様な観点による外部評価を取り入れ、事業の見直しを図る総合的な評価システム構築を検討</p>

	<p>(3) 過去の政策を検証、分析し、その上に立って10年～20年先を見据えた松本に「人」が集まる施策の総合的な実施</p> <p>(4) 市への貢献者、寄贈者等への活気が出る楽しいインセンティブ（何らかのお礼）制度の創設及びPR体制の整備</p> <p>(5) バイオマス、環境など時代に即応した産業の創出による財源確保策の検討</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 教育・福祉部会

諮 問 項 目	答 申 内 容
1 市民の健康維持増進に向けた保健・医療施策の推進について	<p>こどもから高齢者まで市民が、健康で、いきいきと元気に暮せる健康寿命を延ばすまちづくりを進める社会をつくるために、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 健康づくりに関する情報提供や環境整備の推進 広報、マスコミ、チラシなどの活用、健康手帳の利用及び整備(2) 地域における「身近な人との関わり」の施策の実施 公民館の有効活用(3) 食生活の改善や日常生活における身体活動量の増加に向けた施策の推進 食育、啓発活動、歩数計(4) ワクチン予防接種の充実 子宮頸ガン、新型インフルエンザなど(5) 各種検診の受診率向上を含む検診体制の充実 歯科検診
2 共に支え合う地域社会の実現に向けた施策の推進について	<p>障害のあるなしに関わらず、共に支え合い、だれもが安心して生きられる(暮らせる)地域社会実現のために、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 地域の中で「人権」について考える機会の充実(2) 障害・病と共に生きている方、病を乗り越えた方・高齢者介護等の実体験を知る機会の充実(3) 行政・地域・職域・医療が連携し、共に生きやすい体制の整備 ワークライフバランス(仕事と私生活との調和・両立)やうつ対策など(4) 災害時要援護者救護などにおけるネットワーク体制の整備 行政・介護事業所のケアマネージャー・医療機関のソーシャルワーカー・地域などとの連携(5) 町会が中心となった福祉活動の推進
3 高齢者福祉施策の推進について	<p>住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を迎え、自立し、生きがいを持って暮らすことができる社会にするた</p>

	<p>め、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者福祉の計画立案とサービスの充実 地域包括支援センター機能の充実、在宅介護者への支援、成年後見制度の充実 (2) 高齢者に住みやすい生活環境づくりの推進 公共交通の整備・充実、独居者への見守り・支援、買い物支援 (3) 高齢者の社会参加の支援と共生・相互扶助の促進 地域福祉・地域づくりを担う高齢者の育成、生きがいづくり支援 (4) 介護・医療に関わる人材の確保と関係者の連携の推進 介護職員の待遇改善、専門職や地域の人材の確保、介護に対する学習の推進 (5) わかりやすい情報提供と相談機能の充実 身近な場所での相談体制 (6) 高齢および高齢者に対する理解の醸成 認知症に対する知識と理解
<p>4 子育て支援施策の推進について</p>	<p>今後の子育て支援及び発達障害児支援などについて、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 病児・ひとり親家庭への保育支援の充実 (2) こんにちは赤ちゃん事業の評価と強化 (3) 松本市放課後児童健全育成事業へのきめ細かな支援 (4) 祖父母・父親への子育て講座の充実、育児休暇取得・ワークライフバランスなどの推進 (5) 発達障害を学ぶ機会の充実 (6) 療育センター(仮称発達障害者支援センター)の設置 ア 幼稚園・保育園入園前における、発達障害の明確な判定が困難なこども・親などに対する支援の充実 イ 幼稚園・保育園・学校と家庭、親と兄弟姉妹などの間を取り持つコーディネーター養成、保育士などの研修 ウ 発達障害児の兄弟姉妹・家庭に対する相談事業(就労支援も含む)などの充実 (7) 子育て支援などに関する事業間・部局間連携

<p>5 次代を担うこどもの育成について</p>	<p>地域の中で、次代を担うこどもが安全で健やかに育つために、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の中で、いろいろな体験や多くの人との交流を通じた事業の推進 職業体験、もの作り体験、世代間交流など (2) 親育ちの支援 親と子がもっと関わられるような家庭教育力の向上 (3) こどもが夢を描けるような出会いの創設 (4) 心のケアに関する専門相談員の養成 いじめや不登校、非行、虐待などの心のケア (5) 中・高校生のジュニアリーダーの養成 こどもの自主性、主体性を育む (6) こどもが安全に遊べる場所の確保
<p>6 学校・家庭・地域の連携を進める方策について</p>	<p>地域でこどもを育てていくため、学校・家庭・地域の連携を図るよう、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) こども・家庭・学校現場に起きている社会的問題などを学ぶ機会の充実 (2) 地域連絡協議会参加者の拡大と定期的な交流促進 学校と地域における、課題の共有と解決案の検討 (3) 学校評議員の選出の幅の拡大 より多くの地域住民の声を学校側との率直な意見交換により学校運営に反映 (4) 学校ボランティアの募集の拡大と研修の充実 児童・生徒・教員のよき相談相手となるボランティアの養成 (5) 不登校児などの支援の充実 地域住民・大学生らによるピアサポーターを養成、活動場所として公民館などを活用
<p>7 生涯学習推進（支援）のあり方と連携について</p>	<p>市民が、生涯にわたりいつでも学んだり文化的な活動ができる環境整備を推進するために、また、地域社会を形成する者同士として共に学び合う社会を実現するために、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公民館、図書館、博物館、美術館などの連携の強化

	<p>市民協働の活動、共同企画、地域間交流、図書館によるポータル機能</p> <p>(2) 専門職員の適正な配置と資質の向上</p> <p>(3) 住民が参加する地域の課題を学ぶ場づくり 地域課題の掘り起こし、地域リーダーづくり、ボランティアの活用、多様な人々の参集</p> <p>(4) 多様な情報・資料を入手できるしくみの構築 図書館の機能拡大、地域情報・学習情報の提供</p> <p>(5) 実施した事業の記録と検証</p>
<p>8 文化遺産の保存・伝承と活用について</p>	<p>市民が国宝松本城、基幹博物館などの市有文化遺産と松本固有の風土や伝統に親しみと誇りを持ち、暮らしの中で活用する地域資産として保存・継承するために、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 市民による市有文化遺産の利用、活用の促進 優待券、床磨き、地区の日開放Day、市民への無料開放、一口城主、出張展示</p> <p>(2) 身近な文化遺産、伝統行事の発見と再評価、その遺産を継承するための体制の充実 青山様、ぼんぼん、歴史探検隊</p> <p>(3) 伝道者の確保・育成の推進 市民研究者、大学教授などの人材活用、学芸員の育成</p> <p>(4) 市民が文化遺産、伝統行事に関心を寄せ学ぶための環境整備 基幹博物館、公民館の利用</p> <p>(5) 文化保持・継承に関する情報提供や環境構築の推進 文化保存伝承センター、本やCDなどのメディア展開</p>
<p>9 地域における生涯スポーツ活動支援体制の構築について</p>	<p>健康に対する意識の高揚を図り、健康寿命延伸に向けて、多様なニーズに応えられる地域の生涯スポーツ活動支援体制構築のために、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 地域全体でスポーツを支える環境の基盤整備 活動場所の確保、施設の充実、指導者養成の支援・強化、高齢者・障害者に向けたスポーツ環境の充実、ウォーキング、体操など取り組みやすいスポーツ活動</p>

	<p>の支援、ウォーキングマップの充実、運動処方構築</p> <p>(2) 総合型地域スポーツクラブの設立、活動支援 地域住民による人生のライフステージに応じた生涯 スポーツ活動の充実、スポーツを通じた地域力の再生</p> <p>(3) 高齢者に向けたニュースポーツの普及、推進</p> <p>(4) 各種健康教室、スポーツ教室の開催、支援強化</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 経済・環境部会

諮 問 項 目	答 申 内 容
1 地球温暖化防止対策について	<p>地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出の削減を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 地球温暖化要因の数値化、温室効果ガスの排出削減目標の設定など、産・学・民・官の問題意識の共有の推進(2) 一般家庭における照明のLED化、徒歩・自転車・公共交通機関への移動手段の転換の促進(3) 事業者における省エネルギー計画の策定、鉄道・電気自動車への輸送手段の転換の促進(4) 廃棄物減量対策の推進(5) 自然エネルギー活用支援の充実(6) 交差点改良などの交通渋滞対策の推進(7) 歩道・自転車道の整備の推進及び公共交通網の整備の促進による環境にやさしいまちづくりの推進(8) 市民、事業者の意識改革を図るための各種環境関連講座等の一元化・コーディネート、町会役員の活用などの環境保全教育・啓発体制の充実
2 ごみ減量対策の推進について	<p>市民や事業者を含めた全市的なごみ減量化と再資源化を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) ごみ削減の目標値の設定、削減実施計画の策定など、全市的な取組みの推進(2) 包装の簡略化の促進、レジ袋の削減などのごみを発生させないシステムの検討(3) 事業系ごみの分別、減量、資源化などの啓発、指導の強化(4) 常時回収、民間団体等による集団回収活動の促進などの資源物回収体制の充実(5) リターナブルびん使用の促進
3 市民協働による自然環境保全対策について	<p>本市の恵まれた自然環境を次代につないでいくため、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 産・学・官が連携した自然環境保全の啓発の推進

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 市民、事業者の意識改革を図るための各種環境関連講座等の一元化・コーディネート、町会役員の活用などの環境保全教育・啓発体制の充実 (3) 地域住民との協働による不法投棄対策の推進 (4) 歩道・自転車道整備などの環境にやさしいまちづくりの推進
<p>4 農業・農村の活性化方策について</p>	<p>本市の農業基盤の維持及び農業所得の向上を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業後継者、新規就農者などを含めた担い手に対する支援の拡大、充実 (2) 中高年齢者や、ヘルパー制度等を活用した新たな担い手支援策の検討 (3) 生産から販売までの新たな仕組みと消費者とのネットワークづくりの推進 (4) 食育の推進、特産品の開発、新たな販路開拓及び他業種連携などによる地産地消をはじめとした消費拡大の推進 (5) 遊休荒廃農地の自然的利用や、体験農場への転換などによる再生促進 (6) 生産活動を通じた農地保全の推進 (7) 農業、農村の持つ多面的機能の維持及び理解の促進
<p>5 都市と農村の交流について</p>	<p>都市との交流による農村の活性化を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市住民への総合的農業情報の発信と学習機会提供の推進 (2) オーナー園、農村宿泊体験などグリーンツーリズムを活用した交流促進 (3) 他業種とのイベントの連携開催などを通じた交流の促進 (4) 産地ブランドの認知、確立、普及及びブランドを活用した観光誘客の促進
<p>6 市民参加の森林づくりについて</p>	<p>市民参加による本市の豊かな森林環境の保全、整備を図るため、次の施策を講じてください。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民が参加、実施できる森林の確保の推進 (2) ボランティアなどの人材育成や組織化の促進 (3) 市民が参加しやすい環境づくりの推進 (4) 里山への関心を高めるための学習・啓発活動の推進 (5) 地域産材の活用を総合的に企画する既存組織への参加及び組織の活性化 (6) 小学校などでの「木育」の推進
<p>7 中心市街地の活性化について</p>	<p>市民や観光客が集い、歩く魅力ある中心市街地のまちづくりの推進を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) モデル地区の取組みなど、店舗、商店街、地区ごとの個性・魅力づくりの促進 (2) 文化・食・湧水などの松本の特徴を活かした回遊ルートの整備や案内板、観光ガイドなどの回遊性を向上させるための環境整備 (3) イベントを活かした店舗、商店街づくりの推進 (4) 来街手段としての公共交通利用の促進と中心市街地における駐車場のあり方の検討 (5) 回遊性向上のための公共交通システムの検討 (6) 事業者による体験型商品開発の促進 (7) 中心市街地関係者だけではなく、中心市街地を訪れる市民の視点も交えた中心市街地活性化推進組織の構築
<p>8 地域特性を活かした個性・活力ある産業の振興、育成について</p>	<p>本市の産業の活性化を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療・健康・福祉、環境・エネルギーなどの成長分野にターゲットを絞った企業誘致と育成、支援の実施 (2) 研究機関・開発型企業の誘致や、国の制度の活用等による産学官連携プロジェクトの推進 (3) 企業誘致に向けたインパクトや実効性のある優遇措置の実施 (4) 地域企業の課題を産業ごとに検討するシステムや業種転換、業態転換への支援の検討 (5) 開発製品に係る販路開拓への支援・協力

<p>9 インバウンドを含む 広域観光の推進について</p>	<p>本市の恵まれた観光資源を活かした、より効果的な観光誘客を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大都市圏でのフリーペーパーへの広告掲載 (2) WEBサイトの充実、モバイル環境の整備などによる海外観光誘客の推進 (3) 近隣市町村と連携した魅力ある広域観光ルート、共通のテーマによるモデルルートの提案、PR (4) 空港アクセスの充実 (5) ホスピタリティ教育の促進 (6) 木工体験や自然観察などの体験を通じた滞在観光の推進 (7) 地図や案内表示の充実 (8) 健康と観光を結び付けた着地型商品の開発 (9) コンベンション、修学旅行の誘致の強化
<p>10 次代に繋がる人材育成について</p>	<p>本市にある優れた技術の次代への継承を図るため、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 活性化、企業メリット、将来性などを考慮し、対象技能を明確にした施策の推進 (2) 育成指導者認定制度、市独自の技能認定制度の創設 (3) 日本一を目指した人材確保ための支援・助成の実施 (4) 目標設定、計画化など産業としての自立化を目指した支援の実施 (5) 技能に対する評価を高めるための情報発信と啓発

(5) 建設・水道部会

諮 問 項 目	答 申 内 容
1 公共交通等を優先した人にやさしいまちづくりについて	<p>公共交通等を優先した人にやさしいまちづくりのため、新たな公共交通体系をハード的に整備し、セーフティネットを確保しながら、市民の意識転換を図る施策を講じてください。</p> <p>(1) 移動制約者のセーフティネットとなる公共交通ネットワークの構築及びその基軸となる次世代型公共交通システムの実現をめざした検討 ア 中心市街地における交通システムの検討 イ 郊外部から中心市街地や最寄りの駅へ行くための交通システムの検討</p> <p>(2) バスレーンの整備を併用した既存の公共交通（タウンズニーカー等）について、市民との協働で行う利便性向上の促進（低料金化、便数増加、コースの変更等）</p> <p>(3) パークアンドライド・サイクルライド等の交通システムの整備</p> <p>(4) カーフリーデーの取組み強化等による公共交通への転換を促す市民意識の醸成</p>
2 中心市街地のまちづくりについて	<p>中心市街地（主として内環状線の内側）のにぎわいのあるコンパクトなまちづくりのために、環境に配慮して、人にやさしい移動手段を確保しながら、市民と協働する場所や組織を確保し、ソフト的な整備をめざしてください。</p> <p>(1) 街なか居住を推進し、併せて働くことのできる環境の整備</p> <p>(2) 公共交通の利便性を向上させ、交通弱者も気軽に移動できる環境の整備</p> <p>(3) 今ある昔ながらの街なみ等、地域的資産を活かした整備</p> <p>(4) 街中でのイベント等を、リアルタイムで知ることができるような広報・情報発信拠点の整備</p> <p>(5) 市民と協働して「まちづくり」を継続的に進めていくためのシンクタンクの組織の設立</p>

<p>3 安全・安心な交通環境の整備について</p>	<p>今ある道を有効に活用して、子どもからお年寄りまでが、安心して歩くことのできる歩行空間と、自転車に安心して乗れる走行空間の整備を推進するとともに、思いやりと譲り合いの心を醸成し、交通事故のない安全で快適な交通環境を実現するために、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 現道を有効に活用した歩道の整備と自転車レーンのネットワーク化</p> <p>(2) 放置自転車対策とのバランスをとりながら、市街地への自転車駐車場設置の検討</p> <p>(3) 市民と協働で「思いやり」と「譲り合い」の交通マナーの醸成</p>
<p>4 幹線道路及び生活道路の整備について</p>	<p>道路は基本的な都市施設であり、すべての人々の生活の基盤となるものです。</p> <p>これからの社会情勢の変化を確実にとらえ、広域的な連携・交流に寄与し、総合的に機能する道路網の確立と、市民生活に密着した道路整備のため、整備や優先順位等について、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 広大化した市域を有機的かつ機能的に結ぶ幹線道路整備</p> <p>(2) 渋滞の緩和・移動時間の短縮・防災機能の強化等、総合的に機能する幹線道路網整備</p> <p>(3) 脱自動車依存型社会をめざす道路整備の検討</p> <p>(4) 環境に配慮し、人にやさしい道路整備</p> <p>(5) 長・中期的に計画された幹線道路の優先的整備</p> <p>(6) 受益者との協働と、選択と集中により、質の高い安全・安心な生活道路整備</p>
<p>5 河川水路の整備について</p>	<p>流出量の抑制など市街地の溢水に対応した(※)河川・水路の効率的・効果的な整備促進のため、ハード・ソフトの両面から、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 雨水渠の整備及び一級河川の改修など治水を基本とする河川整備促進</p> <p>(2) 流出量を抑制するため、総合的施設などの整備</p>

	<p>(3) 親水性・多自然型など、自然環境に配慮した河川・水路の整備</p> <p>(4) 水害に対応した危険情報伝達方法、避難体制の整備</p> <p>(5) 国・県が策定する河川整備計画への市民意見の反映</p> <p>※ 河川：雨や雪等の降水や地下水を水源として一年中又は一時的に水が流れ、市が管理しているもの</p> <p>※ 水路：水を流すために人工的に造られ、市が管理しているもの</p>
<p>6 住宅及び住環境の整備について</p>	<p>超少子高齢型人口減少社会のなかで持続可能なまちづくりを進めていくため、まちなか居住など住宅と都市機能を効率的に結び付けていく住環境の整備が必要です。次、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 空き家解消のための借り上げ制度などの活用や宅地の有効利用を推進</p> <p>(2) 市民との協働による地域コミュニティの形成・維持を推進</p> <p>(3) 公共交通政策との連携によるまちなかや郊外など地域の実情に合わせた住環境の整備促進</p> <p>(4) 安心して暮らせるための住宅困窮者に対するセーフティーネットの整備</p> <p>(5) 建物の建替えや耐震化を促進するための周辺環境整備</p>
<p>7 市民協働による維持管理について</p>	<p>市民の身近で大切な財産である道路、河川、水路、公園及び緑地の維持管理について、市民と行政が協働して実施するため、次の施策を講じてください。</p> <p>(1) 町会という協働の組織を維持しつつ、計画段階から市民等が参画し、整備後協働しやすい環境づくりの推進</p> <p>(2) 市民等への協働意識の醸成</p>

<p>8 上下水道施設の環境に配慮した効率的・有効的な整備について</p>	<p>上下水道施設の整備にあたっては、環境に配慮するとともに財政状況を考慮し、次の施策を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 環境負荷を低減させるための積極的な施設整備(2) 下水道副産物の環境に配慮した有効活用の検討(3) 安全安心な水を供給するための水質管理の充実(4) 災害に強い施設整備
---------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------